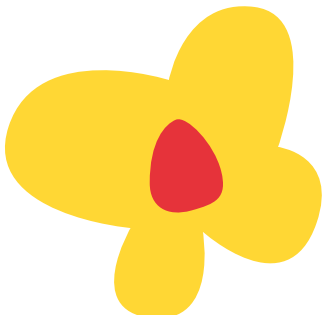
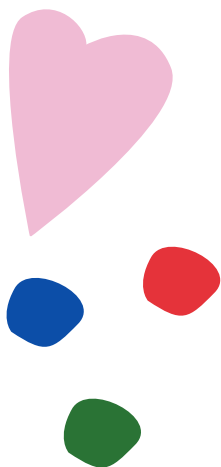
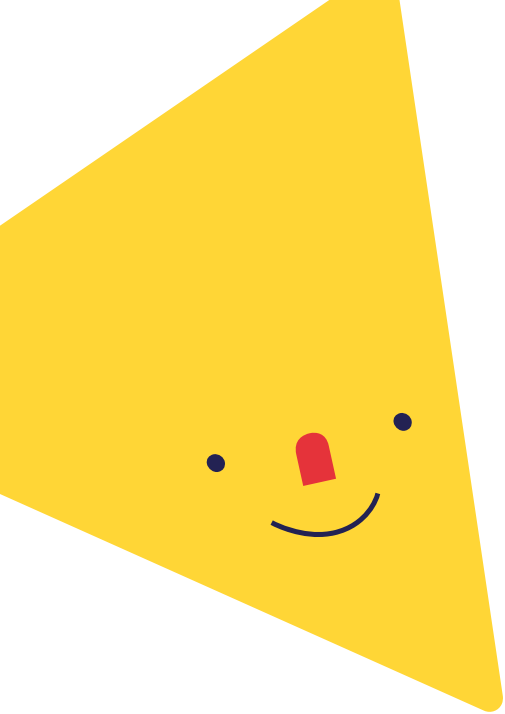
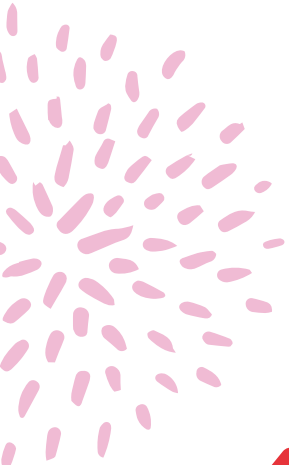
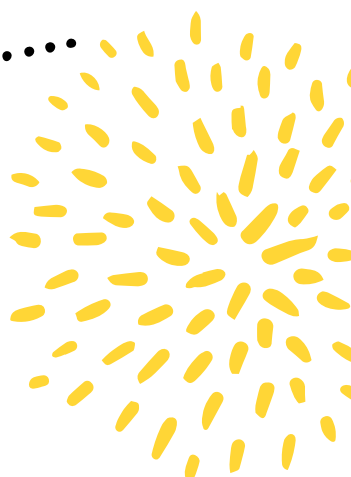
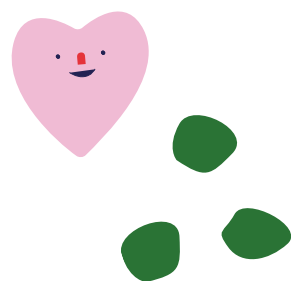




.....
「こどもの^{けんり}権利」^{かんが}について
みんなで考えよう！
.....



こども



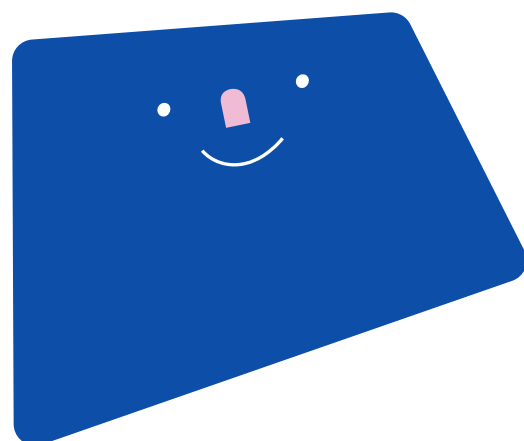
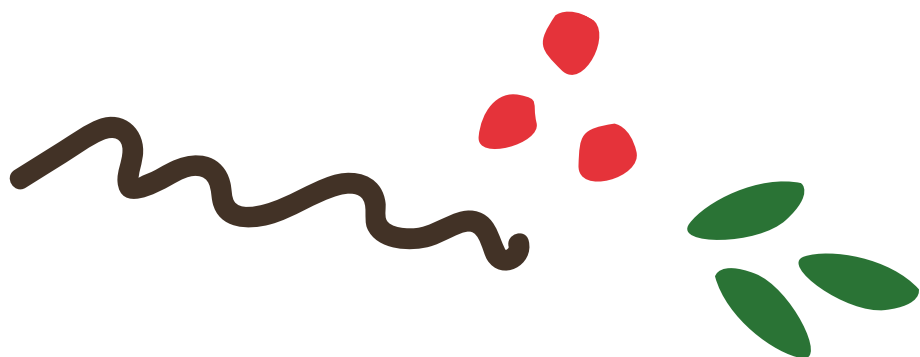
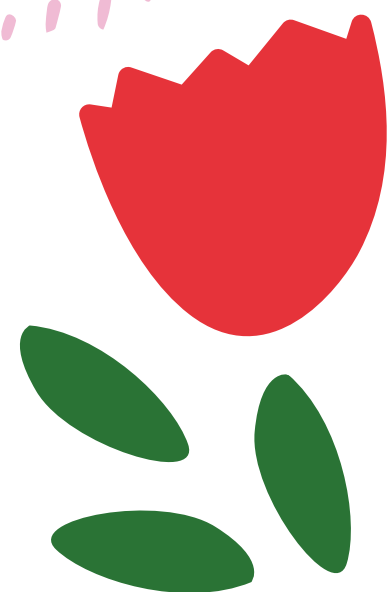
けん

り

じょう

やく

権利条約



ねん

年

くみ

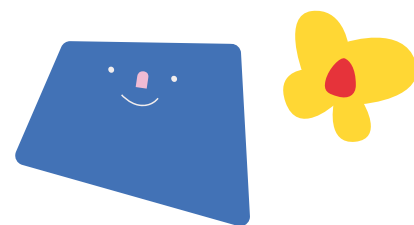
組

なまえ

名前



はじめに



こどもには、生まれながらにひとりの人間として尊重される人権(権利)があります。その権利を守るために、世界の国々が約束したのが「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」です。

この冊子は、こどもの権利について楽しく学べるように作成しました。

みんなが安心して暮らすために、何が大切か考えてみましょう。

※法律用語の場合や、固有名詞として使用されている用語の場合などを除いて「こども」と表記しています。

「子どもの権利条約」の基本的な考え方

「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、「4つの原則」で表されます。

それぞれ条約の条文に定めている権利であるとともに、あらゆるこどもの権利を実現するときに、常に合わせて考えることが大切な原則とされています。

日本では、こどもの権利について国の考え方を定めた「こども基本法」の基本理念にも、この原則が取り入れられています。

※「子どもの権利条約」では、18歳未満の人を「こども」としています。

4つの原則

- ・差別の禁止
- ・子どもの最善の利益
- ・生命、生存及び発達に対する権利
- ・子どもの意見の尊重



「こども基本法」ってなに？

こどもが自分らしく健やかに成長でき、幸せに暮らせる社会を目指して、こどもに関する様々な取組を進めていく上で基本になること(こども大綱の策定やこどもの意見の反映など)を定めた法律です。



こども基本法ってなに？
やさしい版



「4つの原則」とは？ げんそく

1 差別の禁止（差別のないこと） さべつ きんし さべつ

第2条 だい じょう

国の違いや、性の違い、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、
どんな意見を持っているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちである
かないか、などによって差別されません。



ポイント

すべてのこどもは、生まれた国や性別、家庭の事情など、どんな理由があっても
差別されてはいけません。ひとりひとりのちがいを認め、尊重し、支え合うこと
が大切です。

2 子どもの最善の利益（子どもにもっともよいことを） こ さいぜん りえき こ

第3条 だい じょう

こどもに関係のあることが決められ、行われるときには、こどもにもっともよいこと
は何かを第一に考えなければなりません。

ポイント

こどもに関係することを決めるときは、その子が何を一番大切にしているか、
その子にとって何がいちばんよいかを最初に考えなければなりません。
大人や学校、社会全体にはあなたのことを大切に考える責任があります。



3 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

第6条

すべてのこどもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



ポイント

すべてのこどもは、生きて、成長する権利をもっています。

毎日安心して生活し、自分らしく育つために必要なことは、社会全体で守られなければなりません。

4 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

第12条



こどもは、自分に関係のあることについて自由に意見を表す権利をもっています。

その意見は、こどもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

ポイント

自分に関係することについて、自由に意見を表現することができます。

あなたの意見は、年齢に関係なく大切なものです。

意見が必ずそのまま通るわけではありませんが、大人はきちんと聞いて、考える義務があります。

また、相手の意見をよく聞いたり、相手の気持ちを考えることも大切です。

4つの原則を学んで、あなたはどう感じましたか？

感じたこと、気づいたことを、自分の言葉で自由に書いてみましょう。



「子どもの権利条約」について学ぼう！

クイズ

1

遊びや休息はこどもの生活に必要なだが、子どもの権利条約では特に重視されていない。

○か×

どうしてそう思ったのかな？

2

こどもは自分に関係することなら、自分の意見が必ず通る。

○か×

どうしてそう思ったのかな？

3

こどもの持ち物や手紙の内容を自由に見てもよい。

○か×

どうしてそう思ったのかな？

4

こどもは自分の考えを、言葉以外の方法で表現してもよい。

○か×

どうしてそう思ったのかな？

5

こどもが元気に育つために必要なことは、家族だけが責任を持てばよい。

○か×

どうしてそう思ったのかな？

こた かいせつ 答えと解説

1

こた
答え ×

こ けんりじょうやく やす あそ じぶん す じかん たい
子どもの権利条約では、休むこと・遊ぶこと・自分の好きなことをする時間は、こどもの大
せつ けんり さだ あそ きゅうそく
切な権利だと定められています。遊びや休息は「なまけること」ではありません。心と体を
そだ たいせつ
育てるために、とても大切なことです。

だい じょう やす あそ けんり 第31条 休み、遊ぶ権利

こどもは、やす あそ ぶん かげ い じゅつ かつ どう さん か けんり
こどもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

2

こた
答え ×

こどもは、じぶん かんけい じゆう いけん ひょうめい けんり も
こどもは、自分に関係することについて自由に意見を表明する権利を持っています。

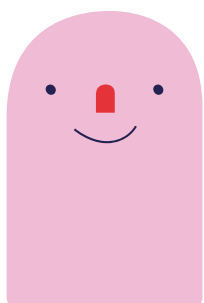
いけん かなら とお
ただし、意見が必ずそのまま通るわけではありません。

おとな いけん う と ねんれい せいちょう おう しんけん かんが ぎむ
大人には、こどもの意見をきちんと受け止め、年齢や成長に応じて真剣に考える義務があり
ます。こえ たいせつ うけ と さいしゅうてき かんが
あなたの声は大切に受け止められ、最終的にはあなたにとってもっともよいことを考
え はん だん
えたうえで判断されます。

だい じょう いけん あらわ けんり 第12条 意見を表す権利

こどもは、じぶん かんけい じゆう じぶん いけん あらわ けんり
こどもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもってい
ます。いけん はったつ おう こうりょ
その意見は、こどもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

ぜんぶ じょう
全部で54条あるよ！



UNICEF(ユニセフ)

こども向け学習ページ 子どもの権利条約(全文)





こた
答え ×

こどもにも自分だけの秘密や、プライバシーが守られる権利があります。

この権利は、大人とこどもだけでなく、こども同士でも守らなければなりません。

第16条 プライバシー・名誉の保護

こどもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

こた
答え ○

表現方法は言葉に限らず、絵・音楽・文章・演技など、自分が選んだあらゆる方法が認められています。近年はSNSを通じて考えや気持ちを発信する機会も増えています。

SNSは表現の場として広がっていますが、使い方によっては自分や他の人の権利を傷つけてしまうこともあります。安心して使うために、おうちの人と利用ルールをしっかりと話し合しましょう。

第13条 表現の自由

こどもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

こた
答え ×

すべてのこどもには、生きて、成長する権利があります。

どんな家庭環境に生まれたこどもも、毎日安心して生活し、自分らしく育つために必要なことは、家族だけでなく、学校・地域・社会全体で等しく守らなければなりません。

第6条 生命、生存及び発達に対する権利

すべてのこどもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



相談先		受付時間	連絡先	内容
ひょうごっ子 ^{こ な や} 悩み相談 ^{そう だ ん}	SNS相談(LINE・WEB)	17時～21時		いじめ、不登校、友人関係など、こどものSOS全般について児童生徒や保護者の相談について
	電話相談	365日24時間	0120-0-78310 (通話料無料・携帯電話利用可)	
じどうそうだんじょぎゃくたいたいおう 児童相談所虐待対応ダイヤル		365日24時間	189	児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。
こども家庭 ^{かてい ほけん} ・保健センター	こども家庭総合支援担当	月～金 9時～17時 (祝日と年末年始を除く)	(0797)31-0643	こどもと家庭にかかわる様々な相談を受け、適切な援助を行います。
			相談直通ダイヤル(はぐくみ) (0797)38-8993	
	こども家庭総合支援担当(妊産婦等)		(0797)31-0611	妊娠・出産・産後ケアについてご相談ください。保健師が常駐し、妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートします。
	母子保健担当		(0797)31-1586	乳幼児期の育児や食事等、健康について
あしやし 芦屋市カウンセリングセンター	電話相談	月、水、金 11時～16時 (祝日と年末年始を除く)	(0797)23-5998	不登校、心理相談等、教育相談全般について
	面接相談(要予約)	月、水、金 正午～16時 (祝日と年末年始を除く)		
わかものそうだん 若者相談センター「アサガオ」		火～土 9時～正午 12時45分～17時 (祝日と年末年始を除く)	(0797)22-5115	ひきこもり、ニート、不登校等で悩んでいる概ね義務教育終了後から39歳までの若者とその家族からの相談について
がっこうしえんか 学校支援課		月～金 9時～17時 (祝日と年末年始を除く)	(0797)38-2143	いじめ、不登校、友人関係や進路で悩んでいる幼児、児童生徒や保護者などの相談について

